

令和8年度

共同募金公募配分 手引き

案

宝塚市民の皆さまにご協力をいただき赤い羽根共同募金運動および歳末助けあい愛の持ち寄り運動を財源に、「誰もが安心して暮らし続けられるまち」をめざす、地域活動を応援します



1 助成の種類と概要

本手引きでは、次の2つの助成を案内します。

	区分	助成額	審査方法	助成対象となる事業の実施期間
①	赤い羽根共同募金公募配分	30万円以内	書類審査 +プレゼンテーション審査	【通年】 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日
②	歳末助けあい愛の持ち寄り運動公募配分	5万円以内	書類審査	【歳末時期のみ】 令和8年11月1日～ 令和9年2月28日

※ ①②のうち、1団体につき申請できるのはいずれか1つのみとし、両助成事業への申請はできません

2 助成対象となる団体

宝塚市内に活動拠点を有する非営利活動団体（兵庫県共同募金会配分規定に準じる）

※ 社会福祉法人等が行う地域福祉活動も、本来事業と明確に区分される活動は対象です

※ 営利目的、政治活動、宗教活動、特定の個人・団体の支持を目的とした活動は対象外です

3 助成対象となる事業

次のいずれかに該当する地域福祉活動

- 安心、安全に暮らし続けられる地域社会づくりを目的とした新規活動の立ち上げ
- 既存の制度やサービスでは解決できない課題に取り組む先駆的活動
- その他、宝塚市共同募金委員会が必要と認めた活動

<助成対象外となる活動・事業>

- 団体の本来活動、または毎年実施している活動
- 同じ共同募金を財源とする「子育て支援サポート事業助成」「ボランティア活動助成」「ふれあいいきいきサロン支援事業助成」を充当する事業

※ 本助成を受けた事業は、「年末年始地域ささえ愛活動助成」に申請できません

4 募集期間

令和8年4月1日(水)～令和8年5月29日(金)(必着)

5 助成対象となる経費とならない経費

○ 助成対象となる事業経費	
交通費	活動に要する電車・バス運賃、ガソリン代の実費
謝金	講師・一時保育・手話・要約筆記等の謝金等
消耗品費	コピー用紙、文具、会食等の原材料費、茶菓代等
印刷費	チラシ、資料印刷、コピー代等
通信費	郵便代等
使用料	会場代、機器のレンタル代等
備品費	恒久的に使用するもの
保険料	ボランティア保険、行事保険等
手数料	銀行振り込み手数料等
修繕費	備品・機材の修理、活動拠点の修繕等
その他	上記以外のもので、配分委員会で特に必要と認められたもの

× 助成対象とならない事業経費	
・グループ、団体の会員が講師となる場合の謝金	
・新規立ち上げ活動の場合、通常のグループ、団体の活動に関する経費	
・事業(活動)に関する人件費	
・活動者のみが参加する打ち合わせ会・練習・反省会等の飲食代	
・アルコールやタバコなどの嗜好品代	
・商品券や図書カード、クオカード等の金券	
・公的な助成の仕組みがあるもの(防犯カメラ整備費用 等)	

本助成金は、皆様から協力いただいた「赤い羽根共同募金」「歳末助けあい愛の持ち寄り運動」を財源にしています。

貴重な募金を有効活用するために、事業実施にあたっては、会費、参加費、寄付金、売上金などの自己財源の確保を十分に検討された上で申請下さい。

6 応募の方法

下記書類を社協地区センター、ボランティアプラザ、共同募金委員会事務局にご持参下さい。
Eメール、郵送でも応募できますが、その場合は事前に共同募金委員会事務局にご相談下さい。

申込書(様式1)

※自治会・コミュニティなどで複数の部がある場合の代表者は部長ではなく、組織長として下さい。

グループ紹介シート(様式2)

会則(自治会、コミュニティの場合は不要)

振込口座の通帳コピー(表紙及び1ページ目)

見積書・カタログ(※備品購入の場合は必ず添付下さい。)

7 助成の審査と決定

宝塚市共同募金委員会による書類審査+プレゼンテーション審査(10分程度)を経て、助成団体及び助成金額を決定します。審査の結果については令和8年6月下旬に文書で通知し、指定の口座に振り込みます。

※応募内容や件数により、不採用や助成額の減額もあります

【プレゼンテーション審査】

日時:令和8年6月■■日(■)、■■日(■)

場所:宝塚市総合福祉センター

※プレゼンテーションの内容、時間等詳細については申込締切後、各団体へ連絡いたします。

※手話通訳者、要約筆記者は宝塚市共同募金委員会事務局で手配いたします

8 助成決定後について

(1)実施報告 (最終締切日:令和9年4月7日)

活動終了後速やかに下記書類をお近くの各社協地区センター、ボランティアプラザ、宝塚市共同募金委員会事務局へご持参下さい。Eメール、郵送による報告は受付できません。

報告書(※報告書は助成決定時に送付します)

活動時の写真2枚(共同募金チラシ等の広報物に使用する場合があります)

活動に伴う領収書のコピー

「赤い羽根共同募金」または「歳末助けあい愛の持ち寄り運動」の助成を受け、実施しているとPRしているチラシ、会報

(2)配分金の返還

次の事項に該当する場合は、配分決定を取り消し、配分金の全部又は一部を返還していただきます。速やかに事務局にお申し出下さい。

①申込事業内容が変更になった場合

②申込事業の遂行が困難になった場合

③申込事業を中止した場合

④助成金に余剰が生じた場合

9 お問い合わせ、ご相談の窓口

事業(活動)に関する相談、応募の手続き、受付は下記の各社協地区センター、ボランティアプラザ、宝塚市共同募金委員会でおこなっています。お気軽にお問い合わせ下さい。

地区	地区センター	電話番号
1地区	おばやし地区センター	090-2640-3690
2地区	逆瀬台地区センター	090-3262-0570
3地区	ごてんやま地区センター	080-8536-0681
4地区	安倉地区センター	0797-86-5003
5地区	長尾地区センター	090-3055-2837
6地区	中山台地区センター	090-5360-4894
7地区	西谷地区センター	090-1895-2702
全市	宝塚ボランティアプラザ zukavo	0797-86-5001
	共同募金委員会事務局 (社会福祉協議会内)	0797-86-5000

申込書などの各種様式および記入例・昨年度の配分事業紹介は、宝塚市社会福祉協議会のホームページ「助成案内」からダウンロードできます



兵庫県共同募金会マスコット
あかはねちゃん